

料亭旅館 熱海 小嵐亭

宿泊約款

（適用範囲）

- 第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申し込み）

- 第2条 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- （1）宿泊者名
 - （2）宿泊日及び到着予定時刻
 - （3）宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - （4）その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。
3. 宿泊の申し込みをした者は、当館が宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。

（宿泊契約の成立等）

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
5. 当館が、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申し込みをされ、当館が承諾をした場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく廉価であるときは、当該料金について「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は取消とさせていただき、速やかにその旨の通知を差し上げます。

6. 当館は、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。

（申込金の支払いを要しないこととする特約）

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

（施設における感染防止対策への協力の求め）

- 第4条の2 当館は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和23年法律第138号）第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

（宿泊契約締結の拒否）

- 第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当館が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
- （1） 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - （2） 満室により客室の余裕がないとき。
 - （3） 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。または、宿泊しようとする者が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当館内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
 - （4） 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - （5） 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - （6） 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
 - （7） 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。
 - （8） 宿泊しようとする者が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 静岡県旅館業法施行条例（平成 25 年条例第 40 号）第 5 条に規定する次の場合に該当するとき。
 - イ 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - ロ 宿泊者が、旅館業法第 6 条第 2 項の規定に違反して、氏名等を告げないとき。
- (11) 宿泊の申し込みをした者が、転売等の自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。

（宿泊契約締結の拒否の説明）

第 5 条の 2 宿泊しようとする者は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

（宿泊客の契約解除権）

- 第 6 条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
 - 3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の 18 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当館の契約解除権）

- 第 7 条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当館が旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊客が障害者差別解消法第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。

- (6) 宿泊客が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 静岡県旅館業法施行条例（平成25年条例第40号）第5条に規定する次の場合に該当するとき。
 - イ 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - ロ 宿泊客が、旅館業法第6条第2項の規定に違反して、氏名等を告げないとき。
- (9) 館内の決められた場所以外での喫煙（加熱式たばこを含む）、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- (10) 宿泊の申し込みをした者が、第2条3に基づく当館の依頼に対し、直ちに応じなかったとき。
- (11) 宿泊契約成立後に第5条（11）に定めることが判明したとき。

2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊契約解除の説明）

第7条の2 宿泊客は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

（宿泊の登録）

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
- (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号
- (3) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

（客室の使用時間）

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、15:00 から翌朝 11:00 までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、1時間につき宿泊料の10分の1
- (2) 超過6時間までは、宿泊料の2分の1
- (3) 超過6時間以上は、宿泊料の全額

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間:

イ 門限 無し

ロ フロントサービス 24 時間

(2) 飲食等サービス時間:

イ 朝食 7:30～10:00

ロ 夕食 17:30～21:00

(3) 附帯サービス施設時間:

イ 大浴場 15:00～25:00、6:00～11:00

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第 13 条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

- 第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は 15 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当館はその損害を賠償します。
3. 当館は、第 1 項及び第 2 項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。
稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、CD ロム、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。）

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

- 第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

（駐車場の責任）

- 第 17 条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

（宿泊客の責任）

- 第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。
2. 全客室は禁煙となっております。客室内で煙草の吸殻が発見されたときや煙草臭が確認されたとき等、客室内での喫煙が判明した際は、消臭作業や寝具・カーテン・壁紙等のクリーニング費用その他補修等にかかる実費を申し受けます。
又、それら補修等のために当該客室を販売できないことによる損害を営業補償として請求させていただきます。

3. 宿泊客は、宿泊契約の基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当館において速やかにその旨を当館に申し出なければなりません。

（管轄裁判所と準拠法）

- 第 19 条 当館と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当館の所在地または当社の本社所在地を管轄する日本の地方裁判所又は簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

（約款の変更）

- 第 20 条 本約款は民法上の定型約款に該当し、当館は約款の変更がお客様の一般の利益に適合する場合または変更に係る事情に照らして合理的なものである場合、当館の裁量により約款を変更します。
2. 本約款の変更は、変更後の規定の内容を当館の公式ホームページに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されるものとします。
3. 変更後の宿泊約款の効力発生日以降に宿泊客が宿泊契約の予約をしたときは、宿泊客は、宿泊約款の変更に同意したものとみなします。

別表第 1 宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係）

宿泊客が支払うべき総額		内訳
	宿泊料金	①基本宿泊料（室料（及び室料＋朝食等の飲食料）） ②サービス料（①×10%）
	追加料金	③追加飲食（①に含まれるものを除く） ④サービス料（③×10%）
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税

- 備考 1 基本宿泊料は当館の公式ホームページに掲示する料金表によります。
- 2 子供料金は小学生以下に適用し、小学生に子供用食事と寝具を提供したときは大人料金の 70%、未就学児に子供用食事と寝具を提供したときは 50%をいただきます。

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

申込人数等	取消料率							
	不泊	当日	前日	3 日前	7 日前	14 日前	20 日前	60 日前
1～14 名	100%	100%	50%	20%	20%	10%	—	—
15 名～	100%	100%	60%	50%	30%	20%	10%	—
本館貸切	100%	100%	60%	50%	30%	20%	10%	—
全館貸切	100%	100%	60%	50%	30%	20%	20%	10%

（注）

- 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。ただし、朝食付等の宿泊パッケージは、その公示額（以下、パッケージ料金とする）を違約金として収受します。
- 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（初日）の違約金を収受します。
- 3. 団体客（15 名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の 10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。
- 4. 宿泊パッケージプランに個別のキャンセル規定がある場合は、そちらが優先されます。
当館が企画する宿泊パッケージ、または特定団体において、前述の規定とは異なる違約金を定めることがあります。

付則

第1条 当館は、2024 年 2 月 28 日に当館の宿泊約款を定め、同日施行する。

料亭旅館 熱海 小嵐亭

利用規則

当館は、お客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第 10 条に基づき次の通り利用規則を定めております。ご協力くださいますようお願い申し上げます。

この利用規則をお守りいただけない場合は宿泊約款第 7 条により、やむを得ず宿泊または館内の諸施設の利用をお断りすることがあります。この利用規則を守らないことによって生じた事故について、当館は責任を負いかねます。またお客様に損害のご負担をいただくこともございますので、特にご注意くださいようお願い申し上げます。

防火、保安上お守りいただきたい事項について

1. 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。
2. 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可がない限りお断りいたします。
3. ご訪問客と客室内でのご面会のご遠慮願います。
4. 館内の決められた場所以外での喫煙をなさらないでください。(加熱式たばこを含む)
5. 当館では消防法の定めにより煙感知器やスプリンクラー等の消防用設備を客室に設置しており、喫煙によりスプリンクラー等の消防用設備が作動して、お客様自身が損害を被った場合であっても、当館は一切の責任を負いません。又、当館や他のお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償していただきます。
6. ランプシェードに衣類を掛けたり、洗濯物等を干したりしないでください。その他火災の原因になるような行為をなさらないでください。
7. 客室内には暖房用、炊事用などの火器およびアイロン等をお持ち込み、ご使用にならないでください。
8. お客様の安全上の観点から、長時間に渡ってお客様と連絡が取れていない場合には、従業員が客室への電話連絡や客室前での呼び出しを行います。また、応答がない場合や緊急時など、当館が必要と判断した場合は、やむを得ず客室に入室いたします。

貴重品、お預かり品のお取扱いについて

1. ご滞在中の現金、貴重品の保管は客室に備え付けの貸金庫（無料）をご利用ください。ご利用いただくに現金、貴重品の滅失、紛失、毀損、盗難等によって生じた損害については、当館は責任を負いかねます。なお、美術品、骨董品、毛皮等の品物はお預かりいたしません。貸金庫のご利用は宿泊期間内のみとさせていただきます。ご利用状態のまま出発された時は鍵の取り替え料金のご負担や保管料を頂戴することがあります。また金庫内の物品の紛失等については責任を負わない場合がございます。
2. 当館がお客様よりお預かりした物品の引き渡しについては、引換証をお持ちいただいた方のみお渡しいたします。引換証を紛失、盗難等原因の如何を問わずおなくしになった結果生じた損害につきましては、責任を負いません。また、引き渡し後の物品の紛失等については責任を負いません。

3. お忘れ物、遺失物の保管期間は、発見日を含めて7日間とし、その後、関係法令遺失物法に基づき当館の管轄警察署に届け出いたします。
4. お預かり物の保管期間は1ヶ月とし、その後は関係法令に基づき、お取扱いさせていただきます。なお、お忘れ物やお預かり物の発送にかかる費用は、お客様のご負担とさせていただきます。また、お忘れ物の保管に関する当館の責任は、宿泊約款第16条第2項の規定に準じるものとします。

お支払いについて

1. 料金のお支払いは通貨、または当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、当館から勘定書の提示がございましたら、その都度、お支払いください。館内のレストランなどをご署名によってご利用になる場合は必ず客室の鍵をご提示ください。
2. チェックイン時に前受金として宿泊料金をお預かりさせていただく場合がございます。
3. 旅行小切手以外の小切手でのお支払いには応じかねます。
4. お買物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物送料などの立て替えはお断りいたします。

おやめいただきたい行為について

1. 館内に他のお客様の迷惑になるようなものをお持ち込みにならないでください。
 - (1) 動物、鳥等のペット類。（補助犬は除く）
 - (2) 著しく悪臭、高音を発するもの
 - (3) 火薬や揮発油など発火、引火しやすいもの
 - (4) 法により所持を禁じられている銃砲、刀剣、覚醒剤の類。
2. 当館の許可なく客室を営業行為（展示室、事務所）等の宿泊以外の目的でご使用にならないでください。
3. 館内および敷地内で許可なく広告物の配布、物品の販売、勧誘をなさらないでください。
4. 館内および敷地内で許可なく営業上の目的または他のお客様に迷惑がかかるような、あらゆる機器による撮影及び録音をなさらないでください。私的に撮影及び録音されたものであっても、許可なく営業上の目的で、インターネット上に掲載する行為やSNSを使用したライブ配信行為等はなさらないでください。
5. 当館の許可なく館内の備品を移動し、また客室内に造作を施し、あるいは改造する等現状を著しく変更なさらないでください。万一、備品の紛失、破損等があった際にはその実費を弁償いただくことがあります。客室内の小物、備品は客室外に持ち出さないでください。また当館の外観を損なうようなものを窓側に置かないでください。

大浴場のご利用について

7歳以上は、男女の区別に従って入場してください。（静岡県公衆浴場法施行条例 昭和23年静岡県条例第53号）

駐車場のご利用について

1. 駐車場構内では、係員の誘導および指示にしたがっていただきます。
2. 駐車中の車内に貴重品及びその他の品物を留置しないでください。駐車中における紛失、盗難等についてはその責任を負いかねます。
3. 館の係員が指定した駐車スペース以外に駐車された車は、レッカーにて移動させていただきます。なお、レッカーに要した費用は、お客様に負担していただきます。
4. ご宿泊中の駐車場のご利用は一室につき一台のみが宿泊優待の対象です。優待料金の適用はフロントにていたします。

Wi-Fi によるインターネット接続サービスの利用について

客室からの Wi-Fi によるインターネット接続サービスの利用は、お客様が利用された時点で以下の内容に同意いただいたものといたします。

1. 本サービスご利用に際し、お客様には、インターネット利用の一般的なマナーやモラル、および技術的ルールを遵守していただきます。
2. 第三者に迷惑・不利益を与える等の行為、弊社のサービスに支障をきたすおそれのある行為等、当館が不適当と判断する行為をおこなうお客様には、本サービスおよび当館のご利用をお断りする場合があります。
3. 本サービスをご利用できるのは、本規則にご同意いただいたお客様のみです。
4. 利用者の自己責任について
 - (1) 当館は、本サービスをご利用する際に生じた損害・トラブルにつきましては、一切責任を負いません。また、本サービスを利用し閲覧する各インターネットサイトに関しても、その責任を負うものといたしません
 - (2) 本サービスのご利用にあたり、お客様が第三者に損害を与えた場合、お客様は自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。
 - (3) ご利用者が次の事項のいずれかに該当する行為により、当館に損害を与えた場合、当館は当該利用者に対して被った全ての損害の賠償を請求できるものとします。
 - ・本利用規則に違反した場合。
 - ・有害なコンピュータープログラムの送信または書き込みをおこなった場合。
 - ・第三者の情報を送信、書き込みをおこなった場合。
 - ・日本国内で有効な法令に違反する行為をおこなった場合。
5. 本サービスの運営もしくは内容の変更は、当館が必要であると判断した場合、事前にお客様に通知することなく変更をおこなう場合があります。
6. 当館は、次のいずれかに該当する場合、お客様への事前の通知や承諾なしに、本サービスの一時的な利用の中断をおこなうことがあります。
 - ・本サービス提供システムの保守または工事をおこなう場合。
 - ・天災、事変その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、運営が困難となった場合。
 - ・当館が本サービスの運営上、又その他の理由で、本サービスの一時的な利用の中断が必要だと判断した場合。

公共の秩序に反するおそれのある場合について

1. 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、直ちに当館の利用はご遠慮いただきます。又、かつて、同様な行為をされた方についてもご遠慮いただきます。
2. 当館を利用する方が心身耗弱、薬品、飲酒による自己喪失などご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りいたします。
3. 館内及び客室内で大声、放歌及び喧騒な行為その他で他者に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたり、又、賭博や公序良俗に反する行為のあった場合には、直ちにご利用をお断りいたします。その他上記各事項に類する行為のあるときは、ご利用をお断りいたします。
4. 客室内を除き、館内各所に防犯カメラを設置しております。

利用規則の変更について

1. この利用規則は民法上の定型約款に該当し、当館は以下の場合に当社の裁量により変更します。
 - (1) 利用規則の変更が、宿泊客の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 利用規則の変更が、宿泊契約の目的に反せず、変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 本利用規則の変更は、変更後の規定の内容を、当館のホームページに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

料亭旅館 熱海 小嵐亭

緊急時のご案内

災害等の緊急時に備えてのご案内を申し上げます。お客様の安全の為、常に万全を期し防災体制を整えておりますが万が一に備え、ご一読のうえご協力いただきますようお願い申し上げます。

1. 部屋へお着きになったら

- ・ 万一に備え、各階の非常口及び客室入口の避難経路図をご確認ください。
- ・ 停電時に備えて懐中電灯をデスク下にご用意しております。

2. 体調不良になったら

- ・ 体調が優れない場合はお近くのスタッフまたはフロントへご連絡ください。体温計、保冷枕等をご用意しております。
- ・ 嘔吐された際はお近くのスタッフまたはフロントへご連絡ください。スタッフが清掃に伺います。
- ・ 病院での受診、救急車の手配が必要な場合はお近くのスタッフまたはフロントへご連絡ください。

3. 火災が発生したら

- ・ 火災を発見された際は火元には近づかずすぐにお近くのスタッフまたはフロントへご連絡ください。周囲の方にもお知らせください。また煙や臭いの発生等火災の可能性がある場合にもご連絡いただきますようお願い申し上げます。
- ・ 火災の発生は館内の緊急放送でお知らせいたします。スタッフが安全な場所へ誘導いたしますので慌てず落ち着いてご避難ください。
- ・ ご避難の際は口と鼻を布等で覆い、姿勢を低くして慌てずにご避難ください。
- ・ ご避難の際はエレベーターはご使用にならず非常階段をご利用ください。補助が必要な方はスタッフへお申し付けください。
- ・ 煙等で視界が悪い場合は部屋の懐中電灯をご利用ください。
- ・ ご避難後に館内にお戻りになることは大変危険ですのでおやめください。

4. 地震が発生したら

- ・ 地震が発生した際は揺れが収まるまで窓から離れテーブルの下等に入り頭や体をお守りください。
- ・ 避難が必要な際は館内の緊急放送でお知らせし館スタッフが誘導いたしますので慌てずにご避難ください。
- ・ 避難の際は落下物から頭を守り、落下の危険がある場所やガラスがある場所はなるべくお避けください。
- ・ 足下に落下物やガラスの破片等が落ちている場合がございましたのでスリッパはご使用にならず、お客様の靴でご避難ください。
- ・ 停電等で足下が暗い場合は部屋のペンライトをご利用ください。

- ・ エレベーターは危険ですのでご使用にならず非常階段をご利用ください。補助が必要な方はスタッフへお申し付けください。
- ・ 避難後に館内にお戻りになることは大変危険ですのでおやめください。

5. 台風が接近したら

- ・ 部屋の窓は安全の為お開けにならないでください。
- ・ 停電が発生した場合は慌てず、スタッフからのご案内をお待ちください。

6. 不審な物を見つけたら

館内で不審な物を発見された際は、安全の為近づいたり触れたりせず、お近くのスタッフまたはフロントへご連絡ください。

その他お気づきの点がございましたらスタッフへお申し付けください。